

春日井市医療機関相互連携事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、医療及び保健衛生に関する連携及び保健予防体制づくりの推進並びに公衆衛生の向上及び増進に資するため、予算の範囲内で、春日井市医師会等が行う事業に対し補助金を交付するものとし、その交付については春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付を申請することができる者は、春日井市医師会、春日井市歯科医師会及び春日井市薬剤師会（以下「医師会等」という。）とする。

(補助事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、医師会等が行う次の事業とする。

- (1) 医療機関相互の連携及び体系的な保健予防体制づくりに関する事業
- (2) その他公衆衛生事業全般にわたる指導及び助言に関する事業

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助事業に要する経費に相当する額以内の額とし、限度額は別表のとおりとする。

- 2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(申請手続)

第5条 規則第3条に規定する市長が定める提出期限は、当該年度の6月30日とする。

(申請の取下げのできる期間)

第6条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(軽微な変更の範囲)

第7条 規則第8条第1項の規定により市長の定める軽微な変更の範囲は、補助目的を損なわない程度の事業計画の変更とする。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、規則第4条の規定による補助金の交付決定をした後、医師会等の請求に基づいて交付するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、補助事業の完了の日から20日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(書類の提出部数)

第10条 規則及びこの要綱の規定により提出する書類は、それぞれ1部とする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

別表

対象団体	限度額
春日井市医師会	1,800,000 円
春日井市歯科医師会	600,000 円
春日井市薬剤師会	200,000 円